

令和4年第12回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和4年11月22日(火) 10時30分～11時40分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹、安永卓生

事務局職員

教育部長(山田哲史)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(桑原昭佳)、
学校教育課長補佐(平田隆輔、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長(安藤孝市)、生涯学習課長補佐(石川律子)、文化課長(坂口信治)、
文化課文化財保護推進室長(原孝徳)

書記

教育総務課総務係長(大久保恵子)、教育総務課総務係員(赤坂夏歩)

4 案件

(1) 議決事項

議案第40号 令和4年度教育に係る補正予算

議案第41号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)

議案第42号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第43号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

議案第44号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

議案第45号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

議案第46号 飯塚市公民館運営審議会委員の委嘱

議案第47号 飯塚市文化振興審議会委員の委嘱

(2) 報告事項

報告第26号 飯塚市立図書館の指定管理者に係る指定候補者の報告について

報告第27号 令和4年度飯塚市奨学資金貸付審議会に係る諮問及び答申について(補助執行事務)

報告第28号 第17回小中一貫教育全国サミットについて

報告第29号 飯塚市文化施設活用検討委員会の中間答申について

(3) 協議事項

教育行政について

◆令和4年第12回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和4年11月22日(火) 10時30分～11時30分)

○上田委員

ただいまより令和4年第12回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第40号 令和4年度教育に係る補正予算

《説明：教育総務課長（梶原康治）》

議案第40号「令和4年度教育に係る補正予算」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由につきましては、令和4年度一般会計補正予算について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

議案書の2ページをお願いします。2ページから5ページにかけては、補正予算概要書をつけております。教育に係る歳出予算の全体的な金額を、議案書2ページ右上の表に記載しております。一般会計で、8,533万3千円の増額補正を行い、その結果、補正後の額が59億1,182万2千円となっております。

では、教育総務課の予算について上から説明いたします。

まず歳入の国庫支出金ですが、「特別支援学級就学奨励費補助金」につきましては、小学校費・中学校費ともに、対象者見込数の減少に伴う減額となります。

「学校保健特別対策事業費補助金」につきましては、学校における新型コロナウイルス感染症対策等支援に必要となる経費に対する補助で、消毒液やマスク等の消耗品を購入する費用に充てるため、小学校費・中学校費ともに増額しています。

寄附金の「一般寄附金」につきましては、企業からの寄附を受けたもので、図書標準に基づく充足率が低い小中学校図書館の児童・生徒用図書の購入に充てています。

市債の「小学校施設整備事業債」につきましては、小学校の1クラスの児童数を40人から35人へ段階的に引き下げる「35人学級編成対応事業」において、椋本小学校の改修工事費に充てるものです。

次に、歳出についてです。「小学校施設管理費」につきましては、電気代高騰による光熱水費の増額や、弁護士費用の清算のため弁護士謝礼金を増額し、その他、執行残を減額しています。中学校費につきましても同様です。

「小学校特別支援学級費」につきましては、対象見込数の減による減額となっております。中学校費につきましても同様です。

「小学校就学援助費」につきましては、学用品扶助費と給食扶助費は対象見込数の減により減額し、入学準備扶助費は令和3年度の3月支給時の申請者数が見込数を下回り、6月以降の支給が増加したことにより増額しています。

「中学校就学援助費」につきましては、入学準備扶助費について、国の通知に基づき単価を上げて予算計上していましたが、単価の変更がなかったため、減額しています。

「小学校振興管理総務費」につきましては、先ほど歳入で説明しました通り、企業からの寄附を受けて、学校図書費を新たに計上しています。中学校費につきましても同様です。

「35人学級編成対応事業費」につきましては、令和3年度より小学校の1クラスの児童数を40人から35人へ段階的に引き下げを行うため、令和5年度増加分の教室の工事や備品整備に係る費用を増額しており

ます。

また、教室の整備工事について、コロナ禍での資材調達による遅延の可能性があるため、事業費の繰越明許費の設定をしています。

《説明：学校教育課長（桑原昭佳）》

学校教育課の予算を説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金では、先ほど教育総務課でも説明がありましたが、学校保健特別対策事業費補助金を計上しております。学校における感染症対策等支援及び子どもたちの学習保障支援のための取組に必要となる経費に対し行う補助となっており、補助率は、1/2となっております。電子黒板の設置やデジタル教科書、消毒液等の購入に充当することとしており、小学校費補助金で教育用機器整備事業744万9千円、ICT教育推進事業費で217万6千円の計962万5千円、中学校費補助金で教育用機器整備事業426万2千円、ICT教育推進事業費で94万2千円の計520万4千円それぞれ皆増で計上しております。教育総務課が所管する小学校衛生管理費90万円及び中学校衛生管理費45万円と合算しますと、小学校費補助金1,052万5千円、中学校費補助金で565万4千円の増額となっております。

諸収入につきましては、児童クラブ利用料を計上しております。児童クラブ利用児童数増により、354万2千円を増額計上しております。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。議案書の4ページをお願いいたします。35人学級編成対応事業費としまして、519万7千円を皆増で計上しております。これは、少人数学級対応により令和5年度の新4年生が9クラス増となるため、無線アクセスポイント設定費用9台分として33万5千円、教材備品購入費として、電子黒板及び周辺機器整備費として482万3千円、指導者用GIGAスクール端末のソフトウェア使用料3万9千円を増額するものとなっております。

以上で学校教育課の説明を終わります。

《説明：学校給食課長（宮本敏行）》

学校給食課の補正予算についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。学校給食課の事業につきましては、各事業費の執行状況から決算見込額を試算し、全体としましては2,066万5千円を増額でございますが、議案書4ページに記載のとおり、保健体育費学校給食費の学校給食事業費では、学校施設管理事業費と同様に電気代高騰に伴う高熱水費の増加によりまして、電気代、水道代、ガス代の増額を見込み、学校給食事業費3,143万4千円を増額として補正予算を計上しております。

《説明：生涯学習課長（安藤孝市）》

生涯学習課の補正予算について説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

まず歳入につきましては、市債の図書館施設整備事業債において、過疎対策事業債を活用していますが、ちくほ図書館整備事業の額確定に伴いまして1,800万円を減額しております。なお、ちくほ図書館整備事業におきましては、電気設備改修工事、空調設備改修工事を施しているところでございます。次に歳出につきましては、社会教育総務費、青少年教育事業費、少年の船事業費において本年度の事業中止に伴いまして参加者負担金30万8千円、補助金288万円、合計318万8千円を減額しております。

最後になりますが、債務負担行為につきましては、後ほどご審議いただきます市立図書館指定管理委託料において、期間を令和4年度から令和9年度までとし、その限度額を指定管理委託に係る年度協定書に規定する額とするものです。

《説明：文化課長（坂口信治）》

文化課の補正予算についてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、国庫支出金の文化芸術振興費補助金につきまして、交付決定に基づき155

万6千円の減額となっております。

また、市債につきましては、文化会館大規模改修工事に伴う補助対象経費の変更により50万円の減額となっております。

続きまして議案書の5ページをお願いいたします。歳出の文化会館費、文化会館整備事業費でございますが、文化会館大規模改修工事のうち、天井耐震対策改修が適切に行われていることを第三者機関に評定いただくため、評定適合確認検査を令和5年度から前倒しして実施することとなったため手数料92万8千円の増額となっております。

以上で説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第41号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第41号「損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解(学校施設における児童の転倒事故)」について説明いたします。議案書の6ページをお願いします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定に基づき、本案を提出するものである。

次に議案書の7ページから9ページをお願いいたします。本件は、令和3年3月18日、飯塚市立飯塚東小学校敷地内において、昼休みに体育館と横にあるコンクリート製ウォールとの間を児童同士で追いかけてっこをしていました。その際、側溝の蓋につまずき転倒し、顔面を地面に強打しました。事故当時は、側溝の蓋が一部分溝内に脱落しており、その部分で転倒しております。上の前歯永久歯2本を破折、下の歯永久歯1本を脱落し、また、下唇の傷が肥厚性瘢痕となる怪我を負っております。

このことにつきましては、令和4年4月20日に開催されました第5回教育委員会会議定例会と、令和4年4月22日に開催されました福祉文教委員会のなかで報告を行っております。

この度損害保険会社による損害賠償額の提示があり損害賠償額が確定しました。損害賠償額の総額は269万300円です。

議案書につきましては、相手方の児童が未成年でありますことから、個人情報保護の観点より考慮し、表記を差し控えさせていただいております。説明は以上です。

(原案可決(全会一致))

■議案第42号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案書10ページをご覧ください。

本案は、令和4年8月8日付人事院勧告及び令和4年9月21日付福岡県人事委員会の「福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について」に基づき、本市教育職員の給与を改正する必要性が生じたことに伴い、現在条例改正に向けて準備段階であります。国から正式な文書が届き次第、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を令和4年第5回市議会定例会の追加議案として提出する議案であります。

提案理由といたしましては、飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長より教育委員会の意見を求められたため、本案を提出するものであります。

議案書11ページをご覧ください。福岡県公立学校職員の給与に関する条例の改正により、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることから、これを参考にして本市教育職員の給与を改定するものであります。

提案内容といたしましては、別表（第4条、第14条関係）の全部の改正を行い、給料月額を全号給で増額改正いたします。議案書12ページから16ページに改正前・改正後の給料の月額を記載しております。また、施行日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第42号についての説明を終わります。

（原案可決(全会一致)）

※議案第43号、議案第44号、報告第26号の3件は関連するため、一括説明。

■議案第43号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例

《説明：生涯学習課長（安藤孝市）》

議案第43号「飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」について説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。

飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例の制定にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

本案は、現在指定管理者に管理を行わせている飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館の3館に、飯塚市立図書館穂波館、同穎田館の2館を加え、指定管理者による管理を行わせることができる規定を定めるため、地方自治法第244条の2第3項に基づきまして議会の議決を求めるために提出するものでございます。

飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館は平成20年4月から令和5年3月31日まで3期15年に亘り指定管理者による管理・運営を行ってまいりました。一方、飯塚市立図書館穂波館と同穎田館は直営による管理・運営を行ってまいりました。現在指定管理で管理・運営している飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館の3館に、飯塚市立図書館穂波館、同穎田館の2館を指定管理施設に加えることで、市立図書館全ての図書館が統一した方針で運営が可能となる上、職員体制や対応が効果的に進められ、図書館運営の効率化や市民サービスの向上につながると考えております。なお、本案の教育委員会会議定例会及び市議会への上程は、本来であれば指定管理者の選定手続きに入る前に、本条例の一部を改正する条例を提出いたしましてご審議いただくべきところでしたが、本案と議案第44号「指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」を12月議会での同時提出になりましたことにつきましては、不適切な事務手続きになり、誠に申し訳ございませんでした。

■議案第44号 指定管理者の指定(飯塚市立図書館)

議案第44号「指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」について説明いたします。議案書の23ページをお願いいたします。

飯塚市立図書館の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出されるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び市長の権限に属する事務を委員会又は委員の事務を補助する職員に補助執行させることに関する規則第4条第1項別表第2項第10号の規定により、本案を提出するものです。

本案は、現在指定管理者に管理を行わせている飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館の3館の契約期間が今年度末で満了すること、及び飯塚市立図書館穂波館と同穎田館の2館を加え次年度以降の新たな指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項に基づきまして議会の議決を求めるために提出する

ものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館、同穂波館、同穎田館でございます。指定管理者となる団体は、株式会社図書館流通センターでございます。同社は現在、飯塚市立図書館、同筑穂館、同庄内館の指定管理者として管理・運営を行っているところでございます。指定管理者に管理を行わせようとする期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。指定管理者の選定については、飯塚市指定管理者選定委員会が10月7日、10月21日の2回開催され、10月27日に指定管理選定委員会委員長より教育長へ報告がなされております。

議案書26ページをお願いいたします。指定管理者指定議案資料となっております。施設の概要、指定管理者となる団体の概要につきましては資料に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。次に公募及び選定の概要についてですが、令和4年6月1日から8月1日までの2か月間で公募いたしまして、応募団体数は2団体でございました。指定管理料の上限額は、先ほど12月補正予算の議案でも説明しております債務負担行為額とも関連しておりますが、毎年度1億2,063万2千円でございます。選定評価結果につきましては、630点満点中413点、率にして65.5%の評価でございました。

■報告第26号 飯塚市立図書館の指定管理者に係る指定候補者の報告について

報告第26号「飯塚市立図書館の指定管理者に係る指定候補者の報告について」説明させていただきます。議案書の36ページをお願いいたします。

報告の理由としましては、議案第44号「指定管理者の指定(飯塚市立図書館)」において説明しましたとおり、株式会社図書館流通センターが指定候補者に選定されたことについて報告するものでございます。

議案書の39ページをお願いいたします。選定結果における選定理由につきましては、1つ目に「問題や課題に対し改善していく姿勢がみえ、今後新たなものを生み出せるのではないかと期待できる」、2つ目に「様々なイベントを提案、開催、継続している実績もあり、今後もボランティアの意見を取り入れながら、より多く事業を展開していくことが期待できる」、3つ目に「全国で図書館受託業務を展開され、本社のバックアップ体制が整っており今後も安定した運営等が期待できる」、4つ目に「館長以下、全スタッフの85%が司書資格を保有しており、今後も安定的な司書資格者の確保が期待できる」というところでございました。

《説明：教育部長(山田哲史)》

ただいま説明がありました飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例につきましては、本来であれば飯塚市立図書館穂波館、穎田館の施設の指定管理者制度の導入の可否について審議いただきまして、その後に指定管理者の指定議案におきまして指定管理者の適否について審議いただくところですが、条例の一部改正を経ることなく、指定管理者の募集を行ったために、条例改正の議案と指定管理者の指定議案を併せて提案させていただくものでございます。今回の件は、指定管理者の選定手続きのチェック体制の不備に起因するものでございます。今後このようなことが無いよう万全を期する所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

<議案第43号について質疑>

○大隈委員

今回新聞等で色々ご批判を受けたことを深く反省しております。私共も気が付かなかったとはいえ、申し訳ないと思います。今ご説明があったんですけれども、法的に問題が無かったのか、公募について問題が無かったのか、業者さんにご迷惑をおかけすることが無いのか、もう一度詳しく説明いただければ

ばと思います。

○生涯学習課長

ご迷惑をおかけしております。まず飯塚市の指定管理者制度の適用に関しましては、財産活用課の方におきまして、指定管理者制度の運用に関するガイドラインというもの、あるいは指定管理者事務マニュアルというものを定めています。このガイドラインの中に、新規に施設を作って指定管理者制度を導入する場合、あるいは今回のように指定管理者制度を導入するものに一部加えて条例の改正を要する場合に、議会に条例改正議案を提出した後に公募をするようにと定めておりました。このことについて担当課の方でチェック体制が甘かったというのが原因でございます。公募をかけていることについて是非を問われることにつきましては、行政実例大全で調べております。公募を先に行ったことについて、大全の方にも問題ないと記載はあるんですが、議案書の22ページの経過措置のところに記載しております「この条例の施行日前になされた図書館等の管理に関する業務を行わせるものを指定する手続きは、改正後の飯塚市立図書館条例の規定によりなされたものとみなす」と附則の中に追認規定を設けさせていただいて、このことを含めて承認いただくということをさせていただこうと思っております。議決いただければ公募したことも有効になると考えているところです。併せて顧問弁護士の方にも相談いたしました。この附則の部分についてどうか相談しまして、顧問弁護士の意見としましては、同一議会で条例改正と指定議案を提出することについては事務手続き上良いとは言えないけれども、違法性まではないところのご見解をいただいております。先ほど委員からご心配いただきました選定候補者への説明につきましては、既に対応させていただいております。

○大隈委員

議会に通ってからの話になると思いますが、市民の皆さんにご迷惑がかからないことが一番だと思いますので、順調に進んでいくことを望んでいます。これからまた気を引き締めてよろしく願いいたします。

○高石委員

公募の手続きについては、今説明がありましたような手順で進むということは了解しました。その上でなお、条例改正前に業者選定ということになりますから、所謂業者ありきではなかったということの選定の客観性と公募の公平性について改めて説明いただければと思います。

○生涯学習課長

指定管理者の選定につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会が10月7日と10月21日の2回開催されております。この開催前には、まず公募を令和4年6月1日から8月1日までで行いましたが、公募段階において現地説明を行いました。現地説明に参加されたのは6社ございました。その6社のうち、現地を確認されながら検討されて、最終的に8月1日段階で公募に応じられた業者さんは2社ございました。そのうちの1社が今選定候補者になっております株式会社図書館流通センターでございます。もう1社のお名前は次点候補者なので伏せさせていただいております。10月7日と10月21日に2回開催されまして、10月27日に指定管理選定委員会の委員長から教育長へ選定結果が報告されたところです。報告書については議案書37ページに添付していますが、選定委員会は7名で構成されておりまして、税理士さんや大学の教授の方、図書館運営審議会に関わられた方、教育部長も市の職員として選定委員会のメンバーとなっております。その選定の中で評定項目がありまして、それは事前に財産活用課とも協議・調整しております評定になるんですが、その評定表で委員の皆様が採点します。ご欠席がありましたので、630点満点となっておりまして、50%以上を採らなければ指定管理者の候補者になれないという基準がございます。選定の結果、候補者となられた図書館流通センターについては630点満点中の413点を得られまして65.55%でし

た。選定の過程についての透明性というところについては、何ら問題なく教育長への選定候補者の報告ができており、問題ないと認識しております。

○高石委員

誠心誠意ご説明いただいて、ご理解いただけるように進めてくださったらと思います。

(議案第43号、議案第44号ともに原案可決(全会一致))

■議案第45号 飯塚市学校運営協議会委員の任命

議案第45号「飯塚市学校運営協議会委員の任命」についてご説明いたします。議案書29ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、飯塚市立大分小学校が飯塚市学校運営協議会規則第3条第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置する学校として新たに指定を受けたことに伴い、同規則第6条の規定に基づき、同校の学校運営協議会委員を任命するため、飯塚市教育長に対する事務委任規則第2条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

議案書の30ページに今回任命することとなります学校運営協議会委員全員の名簿を掲載しております。委員の任期は令和4年12月1日から令和6年3月31日までとなっています。

以上、簡単ではございますが、議案第45号についての説明を終わります。

(原案可決(全会一致))

■議案第46号 飯塚市公民館運営審議会委員の委嘱

議案第46号「飯塚市公民館運営審議会委員の委嘱」についてご説明いたします。議案書の31ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、飯塚市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、社会教育法第30条、飯塚市公民館条例第18条の規定に基づき、委員を委嘱するために本案を提出するものです。

議案書の32ページをお願いいたします。今回、委嘱いたします公民館運営審議会委員は、現時点で13人中12人がすでに委嘱済であり、今回、残る筑穂地区からの選出があったため追加で委嘱するものです。委員の任期につきましては、令和4年11月23日から令和6年6月30日までとするものです。

以上、簡単ではございますが、飯塚市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■議案第47号 飯塚市文化振興審議会委員の委嘱

議案第47号「飯塚市文化振興審議会委員の委嘱」についてご説明いたします。議案書の34ページをお願いいたします。

提案理由といたしましては、飯塚市文化振興審議会委員の任期満了に伴い、飯塚市文化振興基本条例第13条及び飯塚市文化振興審議会規則第2条の規定に基づき、委員を委嘱するために本案を提出するものです。

議案書の35ページをお願いいたします。任期につきましては本年12月1日から令和6年11月30日までの2年間で、名簿のとおり10名の方を委嘱するものでございます。

委員の選任につきましては、公募委員2名、飯塚文化連盟、飯塚市文化会館、各分野より専門性を考慮いたしまして選出しております。

以上、簡単ではございますが、飯塚市文化振興審議会委員の委嘱についての説明を終わらせていただきます。

(原案可決(全会一致))

■報告第27号 令和4年度飯塚市奨学資金貸付審議会に係る諮問及び答申について(補助執行事務)

報告第27号「令和4年度飯塚市奨学資金貸付審議会に係る諮問及び答申(補助執行事務)について」報告します。議案書41ページをお願いします。

本件は、来年度本市奨学生として採用する者について、10月3日に奨学資金貸付審議会を開催し、選考について審議を行いましたので、その結果について報告するものです。

今年度の奨学生の募集につきまして、高校等区分10人、大学等区分18人を募集人員とし、7月1日から7月29日までの期間、市報および市のホームページ等に掲載し、募集を行いました。また、市立中学校につきましても、周知を依頼するとともに、飯塚市、嘉麻市、桂川町内にある県立・私立の中学校、高等学校、短期大学、大学を訪問し、チラシの設置依頼をお願いするなど、周知を行っております。

この結果、「3 諮問」に記載のとおり、高校等区分18人、大学等区分22人の応募があり、両区分とも定員を超える応募がありましたので、8月28日に小論文試験を行っております。その結果を踏まえ、「4 審議会」に記載のとおり、10月3日に奨学資金貸付審議会を開催し、奨学生選考について審議を行いました。

その結果につきましては、議案書42ページをお願いします。「5 答申」に記載していますように、高校等区分については、18人の審議を行い、小論文試験の得点をもとに、10人の採用とし、不採用7人については採用次点として決定し、1人は申請を辞退されました。また、大学等区分についても、22人について審議を行い、小論文試験の得点をもとに、定員の18人を採用とし、不採用3人については採用次点として決定し、1人は所得要件が適合しておらず、資格が不適でした。

なお、最終的な決定につきましては、当該審議会においてもご説明しておりますが、学校に在学していることが資格条件となっていますので、来年4月に在学証明書を提出して頂くことによって、奨学生として必要な資格を備えたこととなります。

以上、報告を終わります。

■報告第28号 第17回小中一貫教育全国サミットについて

報告第28号「第17回小中一貫教育全国サミットについて」ご説明いたします。議案書43ページをお願いいたします。

第17回小中一貫教育全国サミットを、令和4年11月4日と5日の二日間に渡り、小中一貫校颯田校、小中一貫校幸袋校、小中一貫校穂波東校の3校、及びのがみプレジデントホテルを会場に集合形式で開催いたしました。本来は令和2年に開催する予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により延期となっていたものでございます。

全国102の自治体から、小中一貫教育に関わる学校関係者等が本市に集い、初日の公開授業・実践報告には482人が参加いたしました。二日目の分科会は434人、全体会には429人の参加がありました。参加者総数は、二日間延べで1,345人となっております。

内容につきましては、議案書44ページから45ページに添付しています資料「第17回小中一貫教育全国サミットin飯塚 開催要項」をご覧ください。福岡県では13年ぶり、本市では初めての開催となりましたこのサミットは、本市が取組んでまいりました小中一貫教育を全国に発信できる大変有益な機会だった

たとともに、全国の先進的で創意工夫あふれる多様な実践の交流により、全国のそれぞれの地域の良さや、特性に応じた小中一貫教育のさらなる充実と推進を図ることができた貴重な二日間となりましたことをあわせてご報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第28号についての説明を終わります。

○大隈委員

本当にお疲れ様でした。私達もそれぞれ分かれて参加させていただきました。安永委員さんには指導助言者ということでICTに関する指導をしていただきました。2年ぶりということでのどのようになるのかと楽しみにしておりましたが、本当に盛況で実のある良いサミットになったと思います。小中一貫に関しては私も教育委員になってからずっと12年間見守っておりましたが、本当に良い意味で成果が出たのではないかと考えております。これからますます発展した教育を期待しておりますので、どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

■報告第29号 飯塚市文化施設活用検討委員会の中間答申について

報告第29号「飯塚市文化施設活用検討委員会の中間答申」について報告いたします。議案書の46ページをお願いします。

本件は、嘉徳劇場等文化施設の活用の方策について飯塚市文化施設活用検討委員会から中間答申が提出されましたので報告するものです。報告第29号別冊資料「嘉徳劇場等文化施設の活用の方策に関する事(中間答申)」をご覧ください。

1ページをお願いします。本検討委員会では令和4年3月24日の第1回会議において飯塚市教育委員会からの諮問を受け、令和4年9月30日までの5回にわたる会議での審議結果をもとに、中間報告として答申をとりまとめられたものです。今後、本検討委員会では1月会議での最終答申をとりまとめに向け、審議を重ねられる予定です。

2ページをお願いします。2ページには嘉徳劇場の評価について記載しております。

続きまして5ページでは、これからの嘉徳劇場が担っていく性格についての整理を記載しています。

続きまして7ページには、これからの嘉徳劇場に期待されること(ターゲットと機能)について記載がされております。

続きまして8ページには、嘉徳劇場と地域経済の活性化、また、再開のために取り組むべきことが記載されております。

10ページには、劇場再開の時期について記載されております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

■教育行政について

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第12回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和4年12月22日(木)14:00からです。